

# 4月から保育所を統合、 新しい保育サービスも始まります



まちでは、3月末をもって  
黒坂保育所とひのっこ保育所を統合し、  
4月からひのっこ保育所のみで  
保育を行います。  
それに伴い、各種保育サービスも  
新しく始まります。

ひのっこ保育所の子どもたち

## ひのっこ保育所の開所時間が変わります

保育所統合に伴い、次のとおり開所時間が変わります。

### 4月からの開所時間

月曜～金曜日	午前7時30分～午後6時15分
土曜日	午前7時30分～午後1時

## 保育所に入所していない 満1歳以上の児童を一時的に保育する、 「一時保育事業」が始まります

家庭での保育が困難な  
場合などが対象に

児童の保護者の就労形態の  
多様化または病気などにより、  
家庭での保育が難しい場合に  
一時的に保育サービスを提供  
する「一時保育事業」を4月  
から始めます。サービスは、  
次の3種類があります。

### 非定型の保育サービス

保護者の就労形態やボラン  
ティア活動等への参加により、  
家庭での保育が継続的に困難  
となる場合に、児童を週3日  
を限度として受け入れるサー  
ビス

### 緊急保育サービス

保護者の傷病、入院や冠婚  
葬祭、地域活動への参加等に  
より緊急一時的に保育の必要  
な児童を受け入れるサービス  
保護者の育児に伴う心理  
的・肉体的負担を軽減するた  
めの児童の保育

対象者 保育所へ入所してい  
ない満1歳以上の児童  
実施場所 ひのっこ保育所  
(日野町津地690番地)

実施時間および期間 保育所  
開所日のうち土曜日を除く午  
前8時30分から午後4時まで  
としますが、利用時間につい  
てはあらかじめ保護者と協議  
し決定します。ただし、保育  
所に特別な事情があるときは  
この限りではありません。

利用料 事業に必要な経費の  
一部として、当該年度の保育  
料徴収基準額表により利用日  
数に応じて算定した額を利用  
料として負担していただきま  
す。ただし、保育に必要なも  
の(紙おむつ、着替え等)は  
保護者側で用意してください。  
利用申込み方法 「日野町一  
時保育事業利用申込書」を、  
利用する3日前までにひのっ  
こ保育所または役場健康福祉  
課に提出し、町長の適否審議  
を受けてください。

利用には  
小児科医師の証明が必要

保育所に入所している児  
童が病気の回復期にあり、集  
団保育が難しく、かつ保護者  
の勤務などの都合により家  
庭で育児を行うことが難し  
い場合に一時的に預かる、  
「病後児保育事業」を4月か  
ら始めます。

対象者 小児科医師から病  
後児保育の対象として受け  
入れても差し支えないと確  
認を受けた児童  
実施場所 日野病院「託児  
室」(日野町野田332番地)  
利用期間および時間 土曜

## 子どもの病気回復を支援 「病後児保育事業」が始まります

日を除く保育所開所日で、午  
前8時30分から午後4時ま  
でとします。ただし、集団保  
育が困難であると小児科医  
師が認め、保護者が家庭で育  
児を行うことができない期  
間とし、連続して最高5日間  
までとします。

利用料 病後児保育の利用  
負担について利用料は無料  
とします。ただし、児童の食  
事・おやつ等および保育に必

要なもの(紙おむつ、着替え  
等)は保護者側で用意してく  
ださい。  
利用申込み方法 「日野町病  
後児保育事業利用申込書」を  
日野病院小児科医師の証明  
を受け、ひのっこ保育所また  
は役場健康福祉課に提出し、  
町長の適否審議を受けてく  
ださい。

## 子育て支援室 「おひさまひろば」を充実させます

子育て支援室「おひさまひ  
ろば」では、保育所に入所し  
ていない子どもとその保護者  
を対象に、毎週水曜日の午前  
9時～午前11時に開いていま  
したが、4月から開設日を増  
やす予定にしています。



### 申込み・問合せ

役場健康福祉課  
(電話 72 0334)  
または  
ひのっこ保育所  
(電話 72 0238)